

夫と妻両人が65歳以上の遺族厚生年金の年金額はいくらになるか？

●ポイント1

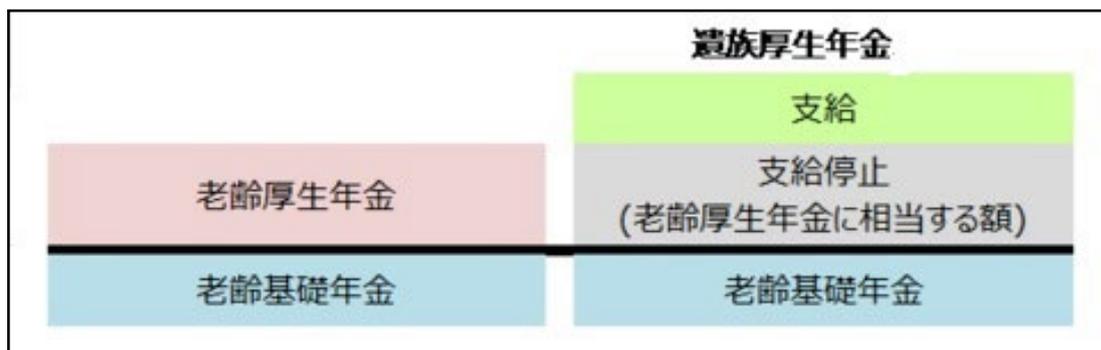
夫と妻両人が65歳以上で両人が老齢厚生年金を受け取っている場合に、配偶者の死亡によって夫or妻が遺族厚生年金を受け取るときの遺族厚生年金額は、

- ①「死亡した夫or妻の老齢厚生年金の4分の3の額」
- ②「死亡した夫or妻の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」

を比較し、多い方の額が遺族厚生年金額となります。

●ポイント2

自分が65歳以上で遺族厚生年金を受け取る場合に、自分が老齢厚生年金の受け取っている場合に老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。



次ページで具体的な事例で上記の条件のもとに遺族厚生年金額を計算して見ましょう。

事例1 妻が老齢厚生年金を受給していて夫の老齢厚生年金の50%未満の場合



夫の老齢厚生年金	100万円
夫の老齢基礎年金	68万円



妻の老齢厚生年金	40万円 (50%未満)
妻の老齢基礎年金	60万円

夫と妻両人が65歳以上で両人が老齢厚生年金を受け取っている場合に、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、

- ①「死亡した方の老齢厚生年金の4分の3の額」
- ②「死亡した方の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」

を比較し、多い方の額が遺族厚生年金の額となります。

①	遺族厚生年金は夫の老齢厚生年金の3/4	
	妻が受け取る遺族厚生年金	$100万円 \times 3/4 = 75万円$
②	夫の老齢厚生年金の1/2 + 妻の老齢厚生年金の1/2	
	$100万円 \times 1/2 + 40万円 \times 1/2 = 70万円$	

- ①「死亡した方の老齢厚生年金の4分の3の額」の方が多いため**妻は75万円の遺族厚生年金を受け取れますが。**

但し、自分が老齢厚生年金の受け取っている場合に老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります**(支給停止額40万円)**。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	35万円
妻の老齢厚生年金	40万円

事例1の妻は夫の遺族厚生年金35万円と妻自身の老齢厚生年金40万円を受け取ります。この遺族厚生年金に妻自身の老齢基礎年金を受け取り合計135万円となります。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	35万円
妻の老齢厚生年金	40万円
妻が受け取る自分の老齢基礎年金	60万円
妻が受け取る総年金額	135万円

事例2 妻が老齢厚生年金を受給していて夫の老齢厚生年金の50%以上の場合



夫の老齢厚生年金	100万円
夫の老齢基礎年金	68万円



妻の老齢厚生年金	60万円 (50%以上)
妻の老齢基礎年金	60万円

夫と妻両人が65歳以上で両人が老齢厚生年金を受け取っている場合に、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、

- ①「死亡した方の老齢厚生年金の4分の3の額」
- ②「死亡した方の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」

を比較し、多い方の額が遺族厚生年金の額となります。

①	遺族厚生年金は夫の老齢厚生年金の3/4
	妻が受け取る遺族厚生年金 $100万円 \times 3/4 = 75万円$
②	夫の老齢厚生年金の1/2 + 妻の老齢厚生年金の1/2
	$100万円 \times 1/2 + 60万円 \times 1/2 = 80万円$

②「死亡した方の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」の**80万円が多いので80万円を受け取れますが、**

但し、自分が老齢厚生年金の受け取っている場合に老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります (**支給停止額60万円**)。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	20万円
妻の老齢厚生年金	60万円

事例1の妻は夫の遺族厚生年金20万円と妻自身の老齢厚生年金60万円を受け取ります。

この遺族厚生年金に妻自身の老齢基礎年金を受け取り合計140万円となります。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	20万円
妻の老齢厚生年金	60万円
妻が受け取る自分の老齢基礎年金	60万円
妻が受け取る総年金額	140万円

事例3 妻が老齢厚生年金を受給していて夫の老齢厚生年金の同額以上の場合



夫の老齢厚生年金	100万円
夫の老齢基礎年金	68万円



妻の老齢厚生年金	120万円 (同額以上)
妻の老齢基礎年金	60万円

夫と妻両人が65歳以上で両人が老齢厚生年金を受け取っている場合に、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、

- ①「死亡した方の老齢厚生年金の4分の3の額」
 - ②「死亡した方の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」
- を比較し、多い方の額が遺族厚生年金の額となります。

①	遺族厚生年金は夫の老齢厚生年金の3/4	
	妻が受け取る遺族厚生年金	$100万円 \times 3/4 = 75万円$
②	夫の老齢厚生年金の1/2 + 妻の老齢厚生年金の1/2	
	$100万円 \times 1/2 + 120万円 \times 1/2 = 110万円$	

②「死亡した方の老齢厚生年金の額の2分の1の額と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額」の**110万円が多いので110万円を受け取れますが**、
但し、自分が老齢厚生年金の受け取っている場合に老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります (**支給停止額110万円**)。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	0万円
妻の老齢厚生年金	120万円

事例1の妻は夫の遺族厚生年金は支給停止となり妻自身の老齢厚生年金120万円を受け取ります。この遺族厚生年金に妻自身の老齢基礎年金を受け取り合計180万円となります。

妻が受け取る夫の遺族厚生年金	0万円
妻の老齢厚生年金	120万円
妻が受け取る自分の老齢基礎年金	60万円
妻が受け取る総年金額	180万円